



港湾荷役事業運賃及び料金変更認可申請書

京 浜 港

申 請 者

住 所

氏名又は名称

横浜市中区尾上町6丁目84番地

株式会社 新 日 井

代表取締役
社長





港 湾 荷 役 料 金 (沿 岸 荷 役 料 金)

(総トン数~~1,000~~トン未満の小型船荷役料金を除く)
500

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金 (沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します

II. 料金の種類 及び適用方

1. 基本料金

接岸本船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内 又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品目				金額	
				接岸本船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		697	558
		空		592	474
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,055	844	
	ノックダウン自動車		820	655	
	完 成 車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)				
	完 成 車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,240	992	
	包 装 品	袋 物		1,626	1,299
ベ ー ル 物		1,478	1,182		
カートン ケ ー ス クレート		雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,524	1,219
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		1,240	992
		青 果 類		1,314	1,051
		冷凍品・冷蔵品		-----	1,619
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		980	784	
	巻 取 紙 (内地産)		1,102	882	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	966	773
			米 国 材 南 洋 材 北 洋 材	948	758
			製 材	987	789
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,545	1,235	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ 未満の鋼管含む)		1,273	1,019
		鋼 管(口径12インチ 以上のもの) コ イ ル		1,082	866
	石 材		1,069	855	
	撒 貨 物	小 麦		1,063	850
肥 料 原 料					
鉍 礬 石 (粉)					
鉍 礬 石 (塊)		1,268	1,013		
特 殊 鉍 礬 石					
砂 糖		988	790		



(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の $\frac{1}{6}$ 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の $\frac{1}{6}$ 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の $\frac{1}{3}$ 割増

3. 割引料金

割引料金は次のとおりとします。



ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 (8時30分から 16時30分まで)	21,340	34,090	46,880	59,680	72,460	85,260
半 (16時30分から 21時30分まで)	33,200	53,040	72,940	92,850	112,730	132,640

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待ちが生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 (8時30分から 16時30分まで)	169,310	270,510	371,970	473,520	574,900	676,450
半 (16時30分から 21時30分まで)	169,310	270,510	371,970	473,520	574,900	676,450



本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金。

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（1トンにつき 単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2.574
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2.307
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2.067

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。



本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		13	9
繊維原料類		59	44
青果		59	44
窯製品		71	59
その他の貨物		103	84

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2. コンテナについては、野積場置き料の料金とします。
 3. 定温保管する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
 なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
 ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
 また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。



500
港湾荷役料金 (総トン数~~1,000~~トン未満の小型船荷役料金)

I. 適用範囲

(1) この港湾荷役料金(総トン数⁵⁰⁰~~1,000~~トン未満の小型船荷役料金)は、
総トン数500トン未満の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内 又は、戸前迄の荷役に適用します。
ただし、小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される
港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します

II. 料金の種類 及び適用方

1. 基本料金

(1) 総トン数 500トン未満の小型船 ↔ 上屋・野積場内 又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				接岸本船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		811	649	
		空		689	550	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,206	965		
	ノックダウン自動車		953	762		
	完 成 車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)					
	完 成 車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,442	1,154		
包 装 品	袋 物		1,638	1,310		
	ベ ー ル 物		1,495	1,196		
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,797	1,438	
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		1,442	1,154	
		青 果 類		1,528	1,221	
		冷凍品・冷蔵品		-----	1,883	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,139	912		
	巻 取 紙 (内地産)		1,282	1,026		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,158	926
			製 材	南 洋 材		
				北 洋 材	1,102	882
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,147	918		
			1,795	1,436		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ 未満の鋼管含む)		1,481	1,184	
		鋼 管(口径12インチ 以上のもの)		1,259	1,007	
		コ イ ル				
撒 貨 物	石 材		1,243	994		
	小 麦		1,499	1,199		
	肥 料 原 料					
	鉍 礬 石 (粉)					
	鉍 礬 石 (塊)		1,474	1,179		
	特 殊 鉍 礬 石					
	砂 糖		1,149	919		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から、 $\frac{1}{100}$ %を割引ます。

4. 分担金等



(2) ~~総トン数500トン未満の小型船内~~

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物 (一律) 1トンにつき 1 円 5 0 銭
(3) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき 3 円 5 0 銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。



港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

(1トンのとき 単位円)

品 目				金 額		
				接岸本船 ←→	接岸本船 ←→	
				上屋・野積場内	上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		1,228	1,097	
		空		1,043	932	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			2,372	2,174	
	ノックダウン自動車					
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1,856	1,701	
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			2,599	2,365	
包 装 品	袋 物			3,394	3,087	
	ベ ー ル 物			3,164	2,885	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		3,578	3,291	
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		2,599	2,365	
		青 果 類		2,672	2,424	
		冷凍品・冷蔵品			5,191	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			2,446	2,262	
	巻 取 紙 (内地産)			1,965	1,758	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,791	1,608
				南 洋 材	2,430	2,252
				北 洋 材	1,926	1,739
	製 材			2,887	2,595	
	非鉄金属類 (半製品・鋳鉄・地金)			2,782	2,542	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		2,782	2,542	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		2,366	2,161	
		コ イ ル		2,833	2,631	
	撒 貨 物	石 材				
小 麦						
肥 料 原 料			1,917	1,717		
鉍 礫 石 (粉)						
鉍 礫 石 (塊)						
物	特 殊 鉍 礫 石			2,655	2,416	
	砂 糖			2,565	2,379	



(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、
拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの
作業。

② 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、
貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に
移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員
数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と
協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を
算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に 国民の祝日（振替休日を含む）がある場合にお ける土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・ 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は次のとおりとします。
ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を
算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれ
ぞれ割引ます。



(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	56,150	87,450	118,780	150,130	176,800
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	87,340	136,050	184,780	233,530	275,030

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	445,480	693,820	942,340	1,191,030	1,402,670
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	445,480	693,820	942,340	1,191,030	1,402,670

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。



(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 8 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 7 円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料 金 の 計 算 方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。



港 湾 荷 役 料 金 表（ 船 内 荷 役 料 金 ）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1トンにつき 単位円）

品 目				金 額	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		602	
		空		511	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,451	
	ノックダウン自動車				
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）	1,141			
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）	1,506			
包 装 品	袋 物			1,961	
	ベ ー ル 物			1,865	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2,255	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1,506	
		青 果 類		1,510	
		冷凍品・冷蔵品		3,858	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,604	
	巻 取 紙（内地産）			975	
	木 材	水落しのもの	原 木		657
		岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	927
				南 洋 材	
				北 洋 材	1,618
			製 材		1,048
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,507	
	鋼 材	一 般 鋼 材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,665	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）			
		コ イ ル		1,416	
	石 材			1,921	
撒 貨 物	小 麦				
	肥 料 原 料			964	
	鉍 礦 石（粉）				
	鉍 礦 石（塊）				
	特 殊 鉍 礦 石			1,538	
砂 糖			1,720		



(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の7割増

3. 割引料金

割引料金は次のとおりとします。
ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること



② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	34,980	53,630	72,280	90,930	104,930
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	54,420	83,440	112,440	141,450	163,230

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	277,560	425,530	573,420	721,400	832,490
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	277,560	425,530	573,420	721,400	832,490

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。



(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1 円 5 0 銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3 円 5 0 銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。



港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品目				金額		
				接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		691	553	
		空		587	470	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,046	837	
	ノックダウン自動車					
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			813	650	
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,230	983	
包 装 品	袋 物			1,612	1,289	
	ベ ー ル 物			1,466	1,172	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1,511	1,209	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1,230	983	
		青 果 類		1,303	1,042	
		冷凍品・冷蔵品			1,606	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			971	777	
	巻 取 紙（内地産）			1,093	875	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	958	766
				南 洋 材		
				北 洋 材	940	752
			製 材		979	783
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,532	1,225	
	鋼 材	一 般 鋼 材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,263	1,011	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）				
		コ イ ル		1,074	859	
石 材			1,061	848		
撒 貨 物	小 麦					
	肥 料 原 料			1,054	843	
	鉍 礫 石（粉）					
	鉍 礫 石（塊）					
	特殊鉍礫石			1,257	1,005	
砂 糖			980	784		



(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の $\frac{1}{2}$ 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の $\frac{1}{2}$ 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の $\frac{1}{2}$ 割増

3. 割引料金

割引料金は次のとおりとします。



ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	21,160	33,810	46,502	59,190	71,870	84,560
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	32,920	52,610	72,340	92,080	111,800	131,550

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待ちが生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	167,920	268,290	368,920	469,630	570,180	670,890
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	167,920	268,290	368,920	469,630	570,180	670,890



本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金。

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（1トンにつき 単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,553
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2,288
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2,050

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。



本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		13	9
繊維原料類		58	44
青果		58	44
窯製品		70	58
その他の貨物		103	83

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2. コンテナについては、野積場置き料の料金とします。
 3. 定温保管する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
 なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
 ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
 また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。



港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
 - (2) 総トン数 500トン未満の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。
- ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき単位円）

(1トンにつき単位円)

品目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		814	753	
		空		692	639	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,932	1,790	
	ノックダウン自動車					
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			1,533	1,423	
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			2,133	1,964	
包 装 品	袋 物			2,603	2,411	
	ベ ー ル 物			2,450	2,275	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2,952	2,740	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		2,133	1,964	
		青 果 類		2,186	2,007	
		冷凍品・冷蔵品			4,399	
有 資 貨 物	タ イ ヤ			2,038	1,906	
	巻 取 紙（内地産）			1,304	1,209	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,505	1,369
				南 洋 材	2,029	1,899
				北 洋 材	1,569	1,433
	製 材			2,342	2,131	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,965	1,856	
	鋼 材	一 般 鋼 材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,671	1,578	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）				
		コ イ ル		2,369	2,223	
撒 貨 物	石 材					
	小 麦					
	肥 料 原 料			1,712	1,536	
	鉍 礦 石（粉）					
	鉍 礦 石（塊）			2,179	2,006	
物	特殊鉍礦石			2,143	2,009	
	砂 糖					



(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・の積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		814	652	
		空		692	553	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,212	969	
	ノックダウン自動車					
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			957	766	
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,449	1,159	
包 装 品	袋 物			1,645	1,316	
	ベ ー ル 物			1,502	1,202	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)			1,806	1,444
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)			1,449	1,159
		青 果 類			1,535	1,227
		冷凍品・冷蔵品				1,891
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,145	916	
	巻 取 紙 (内地産)			1,287	1,031	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,163	931
				南 洋 材	1,107	886
				北 洋 材	1,152	922
	製 材			1,804	1,442	
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,487	1,190		
鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)			1,264	1,012	
	鋼 管 (口径12インチ以上のもの)			1,249	999	
	コ イ ル					
	石 材					
撒 貨 物	小 麦					
	肥 料 原 料			1,506	1,204	
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)					
	特殊鉍礦石			1,481	1,184	
砂 糖			1,155	923		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から~~5~~%を割引ます。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 7円



(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 1 円 5 0 銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円 5 0 銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に 3 % を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。



は し け 運 送 料 金 表

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、
本船船側 $\longleftrightarrow$ 沿岸間又は、沿岸 $\longleftrightarrow$ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額		
	港 湾 内 運 送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有 姿 貨 物	1,289	1,631	① 1,973 ② 2,315
撒 貨 物	1,164	1,506	① 1,848 ② 2,189

① 特定地区は、東京港地区は墨田川勝どろ橋上流、荒川舊西橋上流、豊洲運河各地区及び横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

② 指定区間は、①東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間、②横浜港と千葉港との間とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側 $\longleftrightarrow$ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸 $\longleftrightarrow$ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。



2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の 2 割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 運 送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の 3 割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	136
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	68

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき68円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞 船 料 金

積載貨物トン数1トン1日につき 148円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最 低 料 金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。



6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円 5 0 銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に 3 % を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

8. 料 金 の 計 算 方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はし封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

輸 出 貨 物 船 積 料 金 表



I. 適 用 範 囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

II. 料 金 の 種 類 及 び 適 用 方

1. 基 本 料 金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額	
			上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合
ユニ タ貨 イズ物	パ レ タ イ ズ 貨 物		4.801	3.532
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車 ・ 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		4.412	3.123
包 装 品	袋 物 (紙・ビニール入りのもの)		4.163	4.874
	ベ ー ル 物		5.908	4.619
	カートン	雑 貨 類		
	ケ ー ス	機 械 類 (1個当り5トン未満のもの)	6.249	4.960
	クレート	機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)	5.358	4.069
有貨 姿物	タ イ ヤ		5.089	3.800
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	5.600	4.311

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。



(2) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
織 維 製 品	3.226
化学合成繊維（原料）	3.051
缶 詰	3.226

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(3) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5.665
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	5.658
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4.757

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(4) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業



③ 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④ 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

(5) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は、1トン分とします。

3. 分担金等

区 分	金 額			
	上屋入れよりはしけ 取り・本船積の場合	直背後上屋入れより 接岸本船積の場合	営業倉庫河岸はしけ 受けより本船積の場合	上屋入れよりバンニング の上CY渡しの場合
(1) 港湾福利分担金	9円20銭	5円20銭	4円80銭	4円80銭
(2) 港湾労働法関係付加金	1円50銭	1円50銭	—	1円50銭
(3) 労働安定基金	8円05銭	4円55銭	4円20銭	4円20銭

4. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。



5. 料 金 の 計 算 方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

6. そ の 他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 - ① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 - ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - ③ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾運送事業等における運賃・料金表

千 葉 港

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額	
				接岸本船 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船 ←→ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		9 6 0	8 5 6
		空		8 1 6	7 2 8
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1, 8 8 0	1, 7 2 3	
	ノックダウン自動車		1, 4 4 7	1, 3 2 5	
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		2, 0 2 6	1, 8 4 2	
包 装 品	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		2, 0 2 6	1, 8 4 2	
	袋 物		2, 6 3 0	2, 3 8 9	
	ベ ー ル 物		2, 5 6 0	2, 3 1 9	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		2, 7 9 7	2, 5 7 4
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		2, 0 2 6	1, 8 4 2
		青 果 類		2, 0 8 3	1, 8 8 9
冷凍品・冷蔵品		—	4, 0 3 6		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1, 9 0 6	1, 7 6 0	
	巻 取 紙 (内地産)		1, 5 3 4	1, 3 7 1	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	1, 3 9 2	1, 2 4 9
			米 国 材	1, 8 9 1	1, 7 5 0
			南 洋 材	1, 8 9 1	1, 7 5 0
製 材		1, 5 0 2	1, 3 5 6		
無 姿 貨 物	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		2, 2 5 2	2, 0 2 4	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	2, 1 6 7	1, 9 7 8	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)	1, 8 4 3	1, 6 8 2	
		コ イ ル	1, 8 4 3	1, 6 8 2	
	石 材		2, 2 0 4	2, 0 4 5	
撒 貨 物	小 麦		1, 6 0 6	1, 4 2 7	
	肥 料 原 料		1, 6 0 6	1, 4 2 7	
	鉍 礦 石 (粉)		2, 0 7 1	1, 8 8 3	
	鉍 礦 石 (塊)		2, 0 7 1	1, 8 8 3	
特 殊 貨 物	特 殊 鉍 礦 石		2, 0 7 1	1, 8 8 3	
	砂 糖		1, 9 9 7	1, 8 5 1	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、
拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの
作業。

② 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、
貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に
移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員
数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と
協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を
算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を
算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	43,700	68,070	92,470	116,880	137,680
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	67,970	105,880	143,850	181,810	214,170

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	346,690	540,020	733,590	927,250	1,092,260
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	346,690	540,020	733,590	927,250	1,092,260

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表 (船 内 荷 役 料 金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目		金 額
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ 実 入	4 6 6
	空	3 9 6
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング	1, 1 5 5
	ノックダウン自動車	
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	8 8 3
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)	1, 1 6 5
包 装 品	袋 物	1, 5 0 1
	ベール物	1, 4 2 7
	カートン	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)
	ケース	機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)
	クレート	青 果 類
		冷凍品・冷蔵品
有 姿 貨 物	タ イ ヤ	1, 2 4 1
	巻 取 紙 (内地産)	7 5 5
	木 材	水落しのもの 原 木
		岸壁揚のもの 原 木
		米 国 材
		南 洋 材
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)	北 洋 材
		製 材
	鋼 材	1, 1 6 6
	鋼 材	1, 2 8 8
撒 貨 物	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	1, 0 9 6
	鋼 管 (口径12インチ以上のもの)	
	コ イ ル	1, 4 8 6
	石 材	
	小 麦	7 4 8
	肥料原料	
特 殊 貨 物	鉍 礦 石 (粉)	
	鉍 礦 石 (塊)	1, 1 9 1
	特殊鉍礦石	
	砂 糖	1, 3 3 1

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。
ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	27,060	41,480	55,900	70,330	81,160
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	42,090	64,520	86,960	109,400	126,250

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	214,680	329,070	443,470	557,950	643,870
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	214,680	329,070	443,470	557,950	643,870

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3 円 5 0 銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船内荷役料金に係る別掲料金

1. ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金（1碇泊、1船艙につき）

区 分	昼 間	半 夜
2,000 G / T未満	4,760円	6,690円
2,000～4,000 G / T	7,170円	10,030円
4,001～6,000 G / T	11,950円	16,740円
6,001 G / T以上の一般貨物船	23,940円	33,530円
外航撤貨物船	28,740円	40,240円
スチールハッチ装備船（自動開閉式に限る）の中蓋開閉作業を行なった場合	4,760円	6,690円

備考 (イ) 碇泊中船長の命令、天候その他の事由で中間時に当該作業を行なった場合は、実作業時間に対し、船内荷役料金Ⅰ－４－(1)の待機等料金相当額を申し受けます。

(ロ) 特殊船艙（デープタンク、冷蔵庫等）の当該作業は実作業時間に対し船内荷役料金Ⅰ－４－(1)の待機等料金相当額を申し受けます。

(ハ) 本船乗組員により本作業が行なわれた場合、その所要時間に対し船内荷役料金Ⅰ－４－(1)の待機等料金相当額を申し受けます。

2. スタンバイギアー手伝料金（1碇泊、1船艙、1セットにつき）

区 分	昼 間	半 夜
デリックの上下およびトリミング	31,820円	47,570円
トリミング	18,920円	28,150円

本作業は、トリミングギアのみ行なうものとし、ハッチ開閉と同時に
行なわれても別個に申し受けます。

ただし、本船乗組員により本作業が行なわれた場合は、その所要時
間に対し、船内荷役料金Ⅰ－４－(1)の待機料金相当額を申し受けます。

3. エキストラレバー料金（１人につき）（整備料金も適用）

昼 間	夜 間	
	半 夜	後 夜
25,940円標準	25,940円標準	29,590円標準

4. スーパーバイザー料金（１人につき）

30,530 円標準

ただし、特別の業務に従事した場合に限り適用します。

5. 深夜荷役割増料金.....12割増

港 湾 荷 役 料 金 表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位）

品目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ ←→ 上屋・野積場	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		5 4 4	4 3 5	
		空		4 6 3	3 7 0	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			8 2 4	6 5 9	
	ノックダウン自動車			6 4 0	5 1 2	
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			9 6 8	7 7 4	
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			9 6 8	7 7 4	
包 装 品	袋 物			1, 2 6 7	1, 0 1 4	
	ベ ー ル 物			1, 2 6 8	1, 0 1 4	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1, 1 7 5	9 4 0	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		9 6 8	7 7 4	
		青 果 類		1, 0 2 5	8 2 0	
		冷凍品・冷蔵品		—	1, 2 6 3	
有 資 貨 物	タ イ ヤ			7 6 5	6 1 2	
	巻 取 紙（内地産）			8 6 0	6 8 8	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	7 5 1	6 0 1
				北 洋 材	7 3 9	5 9 1
			製 材		7 7 0	6 1 6
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1, 2 0 5	9 6 4	
	鋼 材	一 般 鋼 材（口径12インチ未満の鋼管含む）		9 9 3	7 9 4	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		8 4 4	6 7 5	
		コ イ ル		8 4 4	6 7 5	
	石 材			8 3 4	6 6 7	
撒 貨 物	小 麦			9 4 3	7 5 4	
	肥 料 原 料			9 4 3	7 5 4	
	鉍 礦 石（粉）			9 8 9	7 9 1	
	鉍 礦 石（塊）			9 8 9	7 9 1	
	特 殊 鉍 礦 石			9 8 9	7 9 1	
砂 糖			7 7 1	6 1 7		

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

(1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）		12	8
繊維原料類		51	39
青果		51	39
窯製品		61	51
その他の貨物		90	73

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	16,640	26,590	36,570	46,550	56,520	66,510
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	25,880	41,360	56,890	72,410	87,920	103,460

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	132,010	210,950	290,120	369,300	448,390	527,650
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	132,010	210,950	290,120	369,300	448,390	527,650

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,905
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,799
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,699

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役別掲料金

1 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は、出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車 側 ←————→ 上屋、野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業

(出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

なお、作業範囲は50メートルとします。

一 般 貨 物	上屋内料金の8割
撒 貨 物	〃 3割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撒は一般貨物の料金を適用します。

2 トラック積卸手伝料金

上屋内料金の4割以内とします。

本料金は、沿岸荷役料金Ⅱ-2-(2)及び別掲料金1に先行又は後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

(備考) 別掲1.2.の料金に対しては沿岸荷役料金表の2.割増料金、3.割引料金、4.諸料金及び料金の適用方の規定を準用します。

3 エキストラレバー料金 (1人1日につき)

昼 間	夜 間	
	半 夜	後 夜
25,940円標準	25,940円標準	29,590円標準

4 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、または待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

(注) 倉庫荷役と沿岸荷役との一貫作業料金について

庫入と庫入に先行する沿岸荷役又は庫出と庫出しに後続する沿岸荷役を一貫して行うときの料金は、当該港で一般的に適用されている倉庫荷役料金中の「はしけ揚庫入又は庫出はしけ積料金」相当額を基本料金とします。ただし、総トン数 500 トン未満の接岸船舶については前記「はしけ揚庫入又は庫出はしけ積料金」の 2 割増の金額に相当する額を基本料金とします。

港湾荷役料金表（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500トン未満の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。
ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		7 0 7	6 5 0	
		空		6 0 2	5 5 2	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1, 7 2 3	1, 5 9 8	
	ノックダウン自動車					
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			1, 3 2 5	1, 2 2 8	
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1, 8 4 2	1, 6 9 5	
包 装 品	袋 物			2, 3 8 9	2, 1 9 6	
	ベ ー ル 物			2, 3 1 9	2, 1 2 6	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2, 5 7 4	2, 3 9 5	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1, 8 4 2	1, 6 9 5	
		青 果 類		1, 8 8 9	1, 7 3 3	
		冷凍品・冷蔵品		—	3, 7 9 5	
有 限 公 司	タ イ ヤ			1, 7 6 0	1, 6 4 4	
	巻 取 紙（内地産）			1, 1 2 6	1, 0 4 4	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1, 2 4 9	1, 1 3 5
				南 洋 材		
				北 洋 材	1, 7 5 0	1, 6 3 8
	製 材			1, 3 5 6	1, 2 3 9	
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			2, 0 2 4	1, 8 4 0		
貨 物	鋼 材	一 般 鋼 材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1, 6 9 6	1, 6 0 1	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		1, 4 4 2	1, 3 6 2	
		コ イ ル				
	石 材			2, 0 4 5	1, 9 1 9	
散 貨 物	小 炭					
	肥 料 原 料			1, 4 2 7	1, 2 8 3	
	鉍 礦 石（粉）					
	鉍 礦 石（塊）					
	特殊鉍礦石			1, 8 8 3	1, 7 3 3	
砂 糖			1, 8 5 1	1, 7 3 4		

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		707	566	
		空		602	481	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,071	857	
	ノックダウン自動車			832	666	
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)					
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,258	1,006	
	包 装 品	袋 物			1,647	1,318
ベ ー ル 物			1,648	1,318		
カートン ケース クレート		雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		1,528	1,222	
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		1,258	1,006	
		青 果 類		1,333	1,066	
		冷凍品・冷蔵品			1,642	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			995	796	
	巻 取 紙 (内地産)			1,118	894	
	木 材	岸壁場のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材 北 洋 材	976	781
					961	768
			製 材		1,001	801
	非鉄金属類 (半製品・鉄鉄・地金)			1,567	1,253	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,291	1,032	
鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		1,097	878			
コ イ ル						
撒 貨 物	石 材			1,084	867	
	小 麦					
	肥 料 原 料			1,226	980	
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)					
	特殊鉍礦石			1,286	1,028	
砂 糖			1,002	802		

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分 担 金 等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 7 円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3 円 5 0 銭

5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

は し け 運 送 料 金 表

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ↔ 沿岸間又は、沿岸 ↔ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額		
	港 湾 内 運 送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有 姿 貨 物	1, 1 1 7	① 1, 2 2 9	① 1, 7 9 0
		② 1, 6 7 7	② 2, 1 2 6
撒 貨 物	1, 0 0 9	① 1, 1 2 0	① 1, 6 8 1
		② 1, 5 6 9	② 2, 0 1 7

① 特定地区は、①千葉地区と市原地区、②千葉地区と市川・船橋地区及び袖ヶ浦地区とします。

② 指定区間は、①当港と東京港との間、②当港と横浜港との間とします。

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側 ↔ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸 ↔ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 運 送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	118
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	59

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき59円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞 船 料 金

積載貨物トン数1トン1日につき129円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最 低 料 金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

はしけ運送料金に係る別掲料金

1. 割増料金

- (1) 深夜荷役の場合は、基本料金の8割増とします。
- (2) 冷凍、冷蔵品は、基本料金の7割増とします。

2. 諸 料 金

はしけ運送料金表中、Ⅱ-4-(1)に係るはしけ内荷捌料金は、下記のとおりとします。

(1) フラット料金 (1トンにつき単位円)

荷 姿	例 示 品 目	金 額
包装品	ベール物、袋物、冷凍貨物、綿花、羊毛、麻類、穀飼類、肥料、セメント、石綿	220
	一般包装品	191
有 姿	プラント、車輛、舟艇、地金、巻取紙、石材、木材、電極	128
	鋼材、ノックダウン、生ゴム	95
	コンテナ、パレタイズ貨物	64
撤	鉱石類	55
	雑穀類、肥料類、飼料類	27

(2) 最低料金

1 本船 1 扱店社	6,800円
------------	--------

注(1) 本料金表に記載のない貨物については、荷姿、作業員構成員数の類似した貨物の料金を適用します。

- (2) 計算トン類は、重量・体積のいずれか大なる方によります。
- (3) 慣習により重量・体積の比率を採用している貨物の計算トン数は、はしけ運送料金主要品目系数適用表によります。

ただし、系数表に記載のない貨物の系数は、1.5とします。

- (4) 最低料金は、1 本船 1 扱店社の請求額が、上記金額を下廻る場合に適用します。

3. 料金の適用方

はしけ運送料金表中、Ⅱ－5に係る主要品目の系数は、下記のとおりとします。

系数適用表

アルファルアヘイキューブ	2.0	フェザーミール	1.5
アルファルアミール（紙袋）	1.9	飼料（粒状）	1.8
アーモンド 穀粕	1.6	飼料 粕	1.2
アーモンド	1.5	カラス実	1.8
獣蹄・角	1.3	魚粉（国産）	1.4
石綿（アンペラ）	2.3	“（輸入）	1.8
“（紙袋）	1.3	亜麻種子	1.3
“（麻袋）	1.7	花種子	1.5
		グリーンピース	1.2
バンブービーン	1.2	落花生粕	1.5
大 麦	1.2	落花生	1.6
ビートパルプペレット（イラン産）	1.8		
“（米 国 産）	1.3	大麻種子	1.7
ビートパルプ（麻 袋）	3.0	獣蹄角、等のくず	1.4
“（ペール）	2.5	ホ ッ プ（球果状）	2.8
ブラックマッペ	1.2		
血 粉	1.5	インド産、カポックシード粕	1.6
エンドウ豆	1.2		
		黄麻センイ	3.0
ま ゆ く ず	1.5		
コ プ ラ（椰子）	2.0	カポックの種子	2.0
コプラ粕	1.5		
碎 骨	1.4	紅花種子粕	1.8
綿実の粕	1.3	“	1.8
“（粒状）	1.2	“	1.4
綿 実	2.0	紅花粕	1.8
		紅花種子	1.5
ド ラ ム（鉄製）	1.1	ゴ マ	1.5
ド ラ ム（ファイバー）	7.7	海 草	1.5

穀付どんぐり	1.3	肉 粉 粕	1.2
ま ゆ	1.4	ミ ル ク (紙袋)	1.5~1.9
大 豆	1.2	粉 ミ ル ク	1.5
		もろこし類	1.2
骨 粉	1.5	き び 種	1.3
粒 状 骨 粉	1.1	マ イ ロ (もろこしの一種)	1.2
ふ す ま	1.8	獣類のひずめ	2.8
そ ば	1.5		
バタービーン	1.4	植物の種子	1.5
カナリーシード	1.3	え ん 麦	1.8
カゼイン	1.5	えん麦の皮	3.0
ひ ま 粕	1.4	油やしの粕	1.6
ひま種子	1.4	粒	1.3
カサバ粕	1.8	ポ ラ ード	1.8
カサバ根くず	2.6		
牛のひずめ	2.8	ナタネ種子	1.3
木炭・炭	2.0	ナタネ種子粕	1.7
栗	1.7	小 豆	1.2
中国産カサバ澱粉	1.5	米 ぬ か	1.8
ココア豆	1.6	米	1.3
コーヒー豆	1.6	米ぬか粕	1.5
か い こ (まゆ)	2.3	ラ イ 麦	1.2
カポックの種実粕	1.2	大 豆 粕	1.5
ラクトーゼ (乳糖)	1.5	ひまわり種子	2.0
麦 芽 (ビール麦)	1.7	タピオカ (タイ国産)	2.2
からし種子	1.3	タピオカ粉	1.3
もろこし	1.2	タピオカ	1.3
もろこし固形状粕 (中国産)	3.3	茶	4.0
もろこし粕	1.3		
肉 粕	1.4	凝 乳 粉	1.8

船内荷役自動車特殊料金表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金（1トンにつき）

区 分		料 金
専 用 船	ロールオン・ロールオフ	1 8 3 円 8 0 銭

(注)専用船とは、ロールオン・ロールオフの可能な船舶をいう。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨 天・雪 天 荷 役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増
深 夜 荷 役	21時30分から04時までの間における荷役	基本料金の12割増

3. 諸料金

(1) 待機料金及び最低料金

種 別	
待 機 料 金 最 低 料 金	一般の港湾荷役料金（船内荷役料金）を準用します。

(2) 荷操作業料金

荷 役 作 業 形 態	料 金 内 容
同一船倉内における作業の場合	基本料金
他船倉への作業の場合	基本料金+基本料金
岸壁利用による作業の場合	基本料金+基本料金

尚、本料金にはそれぞれの作業形態に応じて、上記2. 割増料金を適用します。

4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	1トンにつき 1円30銭
(2) 労働安定基金	1トンにつき 1円15銭

II. 料金の適用方

(適用範囲)

この船内荷役自動車特殊料金は、千葉港中央埠頭におけるアマカップマリタイムサービス株式会社の委託に係る自動車専用船の特殊荷役(ロールオン・ロールオフ荷役)に限り適用します。

(作業範囲)

接岸本船側より本船内積込みまで、又は接岸本船より本船船側へ取卸までとします。

(料金の計算方)

1. 重量は、1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方メートルをもって1トンと見なします。
2. 計算トン数は、重量・容積いずれか大なる方によります。
3. 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(その他料金)

1. 特殊貨物(特大品、海難貨物等)及び特殊荷役(海難品、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
2. 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
3. 本料金表に記載のない事項が発生した場合には、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

III. 消費税及び地方消費税の加算

1. 料金の総額の5%を消費税として加算
2. 免税となる取引には適用しない。
3. 上記により計算された金額には1円未満の端数が生じた時は1円単位にて四捨五入します。

港湾運送事業等における運賃・料金表

大 阪 港

目 次

(1)港 湾 荷 役 料 金 表	1
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	
(2)港 湾 荷 役 料 金 表(船内荷役料金)	5
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	
(3)港 湾 荷 役 料 金 表(沿岸荷役料金)	8
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	
(4)は し け 運 送 料 金 表	13
(5)輸 出 貨 物 船 積 料 金 表	16

(1) 港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1 トンにつき 単位円）

品 目				金 額		
				接岸本船 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		1, 1 9 3	1, 0 6 6	
		空		1, 0 1 4	9 0 5	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリ ング		2, 3 0 5	2, 1 1 2		
	ノックダウン自動車 完成車（重量5ト未満かつ容積20ト未満のもの）		1, 8 0 3	1, 6 5 3		
	完成車（重量5ト以上又は容積20ト以上のもの）		2, 5 2 4	2, 2 9 8		
包 装 品	袋物		3, 1 5 6	2, 8 8 3		
	ベール物		3, 0 7 1	2, 8 0 2		
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5ト未満のもの）		3, 4 6 0	3, 1 8 3	
		機械類（1個当り5ト以上のもの）		2, 5 2 4	2, 2 9 8	
		青果類		2, 5 9 4	2, 3 5 5	
		冷凍品・冷蔵品		—	5, 0 0 6	
有 姿 貨 物	タイヤ		2, 3 7 8	2, 1 9 9		
	巻取紙（内地産）		1, 9 0 8	1, 7 0 6		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1, 7 3 9	1, 5 6 3
			北洋材		2, 3 6 1	2, 1 8 8
			製 材		1, 8 7 0	1, 6 8 9
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		2, 8 0 3	2, 5 2 0		
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		2, 7 0 0	2, 4 6 7	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		2, 2 9 7	2, 1 0 0	
	石材		2, 7 5 1	2, 5 5 6		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）		1, 8 6 1	1, 6 6 7		
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石・		2, 5 7 8	2, 3 4 7		
	砂糖		2, 4 9 3	2, 3 1 2		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%

② 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 % に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律） 1 トンにつき 8 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1 トンにつき 3 円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律） 1 トンにつき 7 円

7. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 港湾荷役料金表（船内荷役料金）（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1 トンにつき 単位円）

品 目				金 額		
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		5 8 6		
		空		4 9 8		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレス リング			1, 4 1 2		
	ノックダウン自動車 完成車（重量5ト未満かつ容積20ト未満のもの）			1, 1 1 0		
	完成車（重量5ト以上又は容積20ト以上のもの）			1, 4 6 5		
包	袋物			1, 8 8 5		
	バール物			1, 8 1 3		
装 品	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当たり5ト未満のもの）		2, 1 8 5		
		機械類（1個当たり5ト以上のもの）		1, 4 6 5		
		青果類		1, 4 6 9		
		冷凍品・冷蔵品		3, 7 1 3		
有 姿 貨 物	タイヤ			1, 5 6 1		
	巻取紙（内地産）			9 4 9		
	木 材	水落しのもの	原 木		6 3 9	
		岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材		9 0 2
				北洋材		1, 5 7 4
					製 材	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1, 4 6 6		
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1, 6 1 9	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル			1, 3 7 8	
	石材			1, 8 6 8		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉾礦石（粉）			9 3 8		
	鉾礦石（塊）・特殊鉾礦石			1, 4 9 6		
	砂糖			1, 6 7 4		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

②積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・ 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 %

② 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 % に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（1 口 1 時間につき 単位円）

1 口の作業構成員数 による区分	9 人以下 (7.5 人)	10 人～13 人 (11.5 人)	14 人～17 人 (15.5 人)	18 人～21 人 (19.5 人)	22 人以上 (22.5 人)
昼夜区分					
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつて

は、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半夜 (16時30分から21時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物(特大品・変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1 トンにつき 単位円）

品目				金 額		
				接岸本船船側・ はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・ はしけ内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		6 7 0	5 3 6	
		空		5 6 9	4 5 5	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレス リング			1, 0 1 4	8 1 1	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5ト未満かつ容積20ト未満のもの）			7 8 8	6 3 0	
	完成車（重量5ト以上又は容積20ト以上のもの）			1, 1 9 2	9 5 4	
包	袋物			1, 4 3 7	1, 1 5 0	
	ペール物			1, 4 2 0	1, 1 3 6	
装 品	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当り5ト未満のもの）		1, 4 5 7	1, 1 6 6	
		機械類（1個当り5ト以上のもの）		1, 1 9 2	9 5 4	
		青果類		1, 2 6 2	1, 0 1 0	
		冷凍品・冷蔵品		—	1, 5 5 6	
有 姿 貨 物	タイヤ			9 4 2	7 5 4	
	巻取紙（内地産）			1, 0 5 9	8 4 7	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	9 2 9	7 4 3
				北洋材	9 1 1	7 2 9
			製 材		9 4 9	7 5 9
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1, 4 8 4	1, 1 8 7	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1, 2 2 3	9 7 8	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		1, 0 4 0	8 3 2	
	石材			1, 0 2 8	8 2 2	
	撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）			1, 0 2 1	8 1 7
鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石			1, 2 1 8	9 7 4		
砂糖			9 5 0	7 6 0		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ)接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

- (㍑)はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合
 (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。
 (積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。
- ②「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合
 (イ)接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合
 (揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。
- (ロ)はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合
 (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。
- (2) 料金表に記載のない貨物等
 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 %

② 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 % に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分から21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付するまでの作業

（1トンにつき 単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 4 7 3
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 2 1 7
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 9 8 6

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（1日1トンにつき 単位円）

貨物分類 \ 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	1 3	9
繊 維 原 料 類	5 7	4 3
青 果	5 7	4 3
窯 製 品	6 8	5 7
そ の 他 の 貨 物	1 0 0	8 1

- （注） 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
 3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律） 1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1 トンにつき 1 円 50 銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律） 1 トンにつき 3 円 50 銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4)はしけ運送料金表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品目	金 額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258	1,480	(イ) 1,702 (ロ) 1,924
撒 貨 物	1,135	1,358	(イ) 1,579 (ロ) 1,802

- (1) 特定地区は、安治川端建蔵橋上流、木津川千本松大橋上流、神崎川出来島大橋上流とします。
 (2) 指定区間は、イ) 当港と尼崎西宮芦屋港及び神戸港との間、ロ) 当港と東播磨港、姫路港及び和歌山下津港との間とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 運 送	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・ 祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. 諸 料 金

(1)はしけ内荷捌料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	133
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 ・ 撒 貨 物	66

- (注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき 66 円増しとします。
 (2) 滞船料金
 積載貨物トン数1トン1日につき 145 円とします。
 (3) 最低料金
 1運送の引受量が 100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

4. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1)港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2)労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 3円 50 銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 消費税の加算 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税とする取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 $\longleftrightarrow$ 沿岸間又は、沿岸 $\longleftrightarrow$ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

(1) 本船船側 $\longleftrightarrow$ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繁留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繁留するまで、又は貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2) 沿岸 $\longleftrightarrow$ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繁留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(1) 半夜運送割増

16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日運送割増

日曜日、祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は、次の通りとします。

(1) はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

(2) 滞船料金

本料金は、貨物の積荷役日を含め 4 日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繁留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して 5 日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

(3) 最低料金

本料金は、1 運送の引受量が 100 トンに満たない場合に適用します。

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 消費税の加算 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税とする取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方法

料金の計算方法は次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は1個当たり 32 トン、40 フィート型は1個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

7. そ の 他

- (1)特殊貨物(海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)、及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2)委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5) 輸出貨物船積料金表

I. 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船舶側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額	
			上屋入れより はしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより 接岸本船積の場合
ユニ タ イ ズ 貨 物	パレタイズ貨物		4, 7 0 1	3, 4 4 3
	ノックダウン自動車 完成車（重量5ト未満且つ容積20ト未満のもの）		4, 3 0 6	3, 0 4 8
	袋物（紙・ビニール入りのもの）		6, 0 2 3	4, 7 6 5
包 装 品	ベール物		5, 7 3 5	4, 4 7 7
	カートン ケース クレート	雑貨類 機械類（1個当り5ト未満のもの）	6, 0 6 0	4, 8 0 2
		機械類（1個当り5ト以上のもの）	5, 5 9 6	4, 3 3 8
有 姿 貨 物	タイヤ		4, 9 7 1	3, 7 1 3
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	5, 4 6 2	4, 2 0 4

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
繊維製品	3, 1 6 1
化学合成繊維（原料）	2, 9 8 7
缶詰	3, 1 6 1

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌き料金を申し受けます。

(3) 上屋入れよりバンニングの上、C Y渡しの場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
袋物・バール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 5 2 0
雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 4 8 0
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	4, 6 3 2

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 % 以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、C Y までのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(4) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

③ 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④ 上屋入れよりバンニングの上 C Y 渡しの場合

輸出貨物を上屋 (コンテナフレートステーションを含む) 戸前で受け、バンニングの上 C Y へ移送するまでの作業

(5) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 最低料金

本料金は、1 件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の 1 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 1 トン分に満たない場合は、1 トン分とします。

3. 分担金等

区 分	金 額			
	上屋入れより はしけ取り・ 本船積の場合	直 背 後 上 屋 入 れ よ り 接 岸 本 船 積 の 場 合	営 業 倉 庫 河 岸 は し け 受 け よ り 本 船 積 の 場 合	上屋入れより バンニングの上 C Y 渡しの場合
(1) 港湾福利分担金	9 円 20 銭	5 円 20 銭	4 円 80 銭	4 円 80 銭
(2) 港湾労働法関係付加金	1 円 50 銭	1 円 50 銭	—	1 円 50 銭
(3) 労働安定基金	8 円 05 銭	4 円 55 銭	4 円 20 銭	4 円 20 銭

4. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6. その他

(1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 次の費用については実費を申し受けます。

① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用

② 上屋入れよりバンニングの上C Y渡しの場合のC Yまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用

③ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用

④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾運送事業等における運賃・料金表

神 戸 港

目 次

(1)港 湾 荷 役 料 金 表	1
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	
(2)港 湾 荷 役 料 金 表(船内荷役料金)	5
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	
(3)港 湾 荷 役 料 金 表(沿岸荷役料金)	8
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	
(4)港 湾 荷 役 料 金 表	13
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)	
(5)は し け 運 送 料 金 表	17
(6)輸 出 貨 物 船 積 料 金 表	20

(1)港 湾 荷 役 料 金 表 (総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				接岸本船 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		1, 193	1, 066	
		空		1, 014	905	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		2, 305	2, 112		
	ノックダウン自動車 完成車 (重量5トン未満かつ容積 20トン未満のもの)		1, 803	1, 653		
	完成車(重量5トン以上又は容積 20トン以上のもの)		2, 524	2, 298		
包	袋 物		3, 156	2, 883		
	ベ ー ル 物		3, 071	2, 802		
装 品	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		3, 460	3, 183	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		2, 524	2, 298	
		青 果 類		2, 594	2, 355	
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		—	5, 006	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		2, 378	2, 199		
	巻 取 紙 (内地産)		1, 908	1, 706		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材・南 洋 材	1, 739	1, 563
				北 洋 材	2, 361	2, 188
			製 材		1, 870	1, 689
	非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)		2, 803	2, 520		
	鋼 材	一 般 鋼 材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		2, 700	2, 467	
		鋼 管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		2, 297	2, 100	
	石 材		2, 751	2, 556		
撒 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石(粉)		1, 861	1, 667		
	鉍 礦 石(塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石		2, 578	2, 347		
	砂 糖		2, 493	2, 312		

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・ 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③1回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15 人以下 (12 人)	16 人～22 人 (19 人)	23 人～29 人 (26 人)	30 人～36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼 間 (8時 30 分から 16 時 30 分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15 人以下 (12 人)	16 人～22 人 (19 人)	23 人～29 人 (26 人)	30 人～36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼 間 (8時 30 分から 16 時 30 分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)荷役手配の取消の場合

- ①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1)港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 3円
(3)労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

7. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税とする取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料 金 の 計 算 方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 港 湾 荷 役 料 金 表 (船内荷役料金)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		586		
		空		498		
	パレタイズ貨物・ バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 412		
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)			1, 110		
	完成車(重量5トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			1, 465		
包	袋 物			1, 885		
	ベ ー ル 物			1, 813		
装 品	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		2, 185		
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1, 465		
		青 果 類		1, 469		
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		3, 713		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 561		
	巻 取 紙(内地産)			949		
	木 材	水落しのもの	原 木		639	
		岸壁揚のもの	原 木	米 国 材・南 洋 材		902
				北 洋 材		1, 574
			製 材		1, 019	
	非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)			1, 466		
	鋼 材	一 般 鋼 材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)			1, 619	
		鋼 管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル			1, 378	
	石 材			1, 868		
撒 貨 物	小 麦・肥 料 原 料・鉍 礦 石(粉)			938		
	鉍 礦 石(塊)・特 殊 鉍 礦 石			1, 496		
	砂 糖			1, 674		

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸しフックをはずすまでの作業。

②積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 料 金	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③1回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9 人以下 (7.5 人)	10 人～13 人 (11.5 人)	14 人～17 人 (15.5 人)	18 人～21 人 (19.5 人)	22 人以上 (22.5 人)
昼 間 (8時 30 分から 16 時 30 分まで)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼夜区分					
昼間 (8時30分から16時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半夜 (16時30分から21時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円 50 銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 3円 50 銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税とする取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

(1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 港 湾 荷 役 料 金 表 (沿岸荷役料金)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				接岸本船船側・ はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・ はしけ内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		670	536	
		空		569	455	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 014	811	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)			788	630	
	完成車(重量5トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			1, 192	954	
包	袋 物			1, 437	1, 150	
	ベ ー ル 物			1, 420	1, 136	
装 品	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		1, 457	1, 166	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1, 192	954	
		青 果 類		1, 262	1, 010	
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		—	1, 556	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			942	754	
	巻 取 紙 (内地産)			1, 059	847	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材・南 洋 材	929	743
				北 洋 材	911	729
			製 材		949	759
	非 鉄 金 属 類(半製品・銑鉄・地金)			1, 484	1, 187	
	鋼 材	一 般 鋼 材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1, 223	978	
		鋼 管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1, 040	832	
	石 材			1, 028	822	
	撒 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石(粉)			1, 021	817
鉍 礦 石(塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石			1, 218	974		
砂 糖			950	760		

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ)接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ)はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

②「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ)接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ)はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金はそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ①1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

- ①3ヶ月以上の長期契約があること
- ②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③1回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10 人～12 人 (11 人)	13 人～15 人 (14 人)	16 人～18 人 (17 人)	19 人～21 人 (20 人)
昼 間 (8時 30 分から 16 時 30 分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。
ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10 人～12 人 (11 人)	13 人～15 人 (14 人)	16 人～18 人 (17 人)	19 人～21 人 (20 人)
昼 間 (8時 30 分から 16 時 30 分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)荷役手配の取消の場合

- ①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(1)上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は戸前でコンテナに詰めるまでの作業

(2)コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)に拼付するまでの作業

(1トンにつき 単位円)

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 473
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 986

7. 看 貫 作 業 料 金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕 訳 作 業 料 金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. は い 替 作 業 料 金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上 屋 保 管 料 金

(1)本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において一時保管する場合に適用します。

(2)本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

(3)本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

区 分 貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コ ン テ ナ (野積場)	13	9
織 維 原 料 類	57	43
青 果	57	43
窯 製 品	68	57
そ の 他 の 貨 物	100	81

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料の料金とします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1)港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円 50 銭
(3)労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 3円 50 銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税とする取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は1個当たり 32 トン、40 フィート型は1個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

14. そ の 他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4) 港 湾 荷 役 料 金 表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)は、

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役

(2)総トン数 500 トン未満の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		785	728	
		空		666	618	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1, 891	1, 754		
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積 20トン未満のもの)		1, 481	1, 374		
	完成車(重量5トン以上又は容積 20トン以上のもの)		2, 058	1, 895		
包	袋 物		2, 582	2, 386		
	ベ ー ル 物		2, 510	2, 316		
装 品	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		2, 851	2, 652	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		2, 058	1, 895	
		青 果 類		2, 109	1, 937	
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		—	4, 218	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 968	1, 840	
	巻 取 紙 (内地産)			1, 259	1, 169	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 ・ 南 洋 材	1, 400	1, 274
				北 洋 材	1, 959	1, 834
			製 材		1, 513	1, 384
	非 鉄 金 属 類(半製品・銑鉄・地金)			2, 258	2, 056	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1, 898	1, 795	
		鋼 管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1, 614	1, 526	
	石 材			2, 290	2, 150	
	撒 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石(粉)			1, 494	1, 356
鉍 礦 石(塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石			2, 103	1, 937		
砂 糖			2, 070	1, 941		

(2)総トン数 500トン未満の小型船内 ←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		781	625	
		空		663	530	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1, 182	945		
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積 20トン未満のもの)		918	735		
	完成車(重量5トン以上又は容積 20トン以上のもの)		1, 388	1, 110		
包 装 品	袋 物		1, 674	1, 339		
	ベ ー ル 物		1, 655	1, 323		
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		1, 698	1, 359	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1, 388	1, 110	
		青 果 類		1, 470	1, 177	
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		—	1, 812	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 097	878	
	巻 取 紙 (内地産)			1, 234	987	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 ・ 南 洋 材	1, 082	866
				北 洋 材	1, 061	849
			製 材		1, 105	884
	非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)			1, 729	1, 383	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1, 425	1, 140	
		鋼 管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1, 212	970	
	石 材			1, 197	958	
	撒 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石(粉)			1, 190	952
鉍 礦 石(塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石			1, 420	1, 136		
砂 糖			1, 106	885		

(3)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内 ←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(4)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割 引 料 金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分担金等

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1)港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 3円
(3)労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

(2)総トン数 500 トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1)港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円 50 銭
(3)労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 3円 50 銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税とする取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は1個当たり 32 トン、40 フィート型は1個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし 35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

7. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5)はしけ運送料金表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品目	金 額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258	1,480	(イ) 1,702 (ロ) 1,924
撒 貨 物	1,135	1,358	(イ) 1,579 (ロ) 1,802

(1)特定地区は、兵庫運河、東部第四工区とする。(神戸港)

(2)指定区間は、(イ)神戸港と尼崎・西宮・芦屋港及び大阪港との間、
(ロ)神戸港と東播磨港、姫路港及び和歌山下津港との間とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 運 送	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・ 祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. 諸 料 金

(1)はしけ内荷捌料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	133
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 ・ 撒 貨 物	66

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき 66 円増しとします。

(2)滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき 145 円とします。

(3)最低料金

1運送の引受量が 100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

4. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1)港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2)労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 3円 50 銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1)消費税の加算 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税とする取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ←→ 沿岸間又は、沿岸 ←→ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

(1)本船船側 ←→ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繁留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繁留するまで、又は貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2)沿岸 ←→ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繁留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(1)半夜運送割増

16時30分から21時30分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2)日曜日・祝祭日運送割増

日曜日、祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は、次の通りとします。

(1)はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

(2)滞船料金

本料金は、貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繁留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

(3)最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用します。

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1)消費税の加算 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税とする取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方法

料金の計算方法は次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は1個当たり 32 トン、40 フィート型は1個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

7. そ の 他

- (1)特殊貨物(海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)、及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2)委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(6)輸 出 貨 物 船 積 料 金 表

I. 料金の種類及び額

1. 基 本 料 金

(1)上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合 (A)

(1トンにつき 単位円)

項目 貨物名			内訳			合計
			船積料金	分担金	はしけ内 荷捌料	
ユニ タ イ ズ 貨 物	パ レ タ イ ズ 貨 物		4, 701	18. 75	85	4, 804. 75
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満且つ容積 20トン未満のもの)		4, 306	18. 75	157	4, 481. 75
	袋物(紙・ビニール入りのもの)		6, 023	18. 75	329	6, 370. 75
包 装 品	ベ ー ル 物		5, 735	18. 75	245	5, 998. 75
	カートン ケース クレート	雑貨類 機械類(1 個当り 5 トン 未満のもの)	6, 060	18. 75	245	6, 323. 75
		機械類(1 個当り 5 トン以 上のもの)	5, 596	18. 75	157	5, 771. 75
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		4, 971	18. 75	245	5, 234. 75
	鋼管	一般鋼材(口径 12 インチ 未満の鋼管含む)	5, 462	18. 75	120	5, 600. 75

(注)①本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

②貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝い料金として1トンにつき315円を別途申し受けます。

③分担金については、別掲料金表参照。

(2)直背後上屋入れより接岸本船積の場合(B)

(1トンにつき 単位円)

項目 貨物名			内訳		合計
			船積料金	分担金	
ユニ タ イ ズ 貨 物	パ レ タ イ ズ 貨 物		3, 443	11. 25	3, 454. 25
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満且つ容積 20トン未満のもの)		3, 048	11. 25	3, 059. 25
	袋物(紙・ビニール入りのもの)		4, 765	11. 25	4, 776. 25
包	ベ ー ル 物		4, 477	11. 25	4, 488. 25
装 品	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満のもの)	4, 802	11. 25	4, 813. 25
		機械類(1 個当たり 5 トン以上のもの)	4, 338	11. 25	4, 349. 25
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		3, 713	11. 25	3, 724. 25
	鋼管	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)	4, 204	11. 25	4, 215. 25

(注)①本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

②貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝い料金として1トンにつき315円を別途申し受けます。

③分担金については、別掲料金表参照。

(3)営業倉庫(又は上屋)河岸はしけ受けより本船積の場合(D)

(1トンにつき 単位円)

項目 貨物名		内訳			合計
		船積 積料金	分担金	はしけ内 荷捌料	
織 維 製 品		3, 161	9	245	3, 415
化 学 合 成 織 維(原料)		2, 987	9	245	3, 241
缶 詰		3, 161	9	245	3, 415

(注)①本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

②庫内検量のための拼替、看貫及び仕訳の料金については、別途申し受けます。

(単位 円)

織 維 製 品	1トンにつき	561
化 学 合 成 織 維	1トンにつき	499
缶 詰	1カートンにつき	53

③分担金については、別掲料金表参照。

(4) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合(E)

(1トンにつき 単位円)

項目 貨物名	内訳		合計
	船積料金	分担金	
袋物、バール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車および完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632	10.50	4,642.50

(注)①本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることが出来るものとします。

②本料金は、貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

③分担金については、別掲料金表参照。

2. 最低料金

1件の最低料金は、当該貨物に係る基本料金の1トン分とします。

II. 分担金及び付加金

区分	A	B	C	D	E
(1)港湾福利分担金	9円 20 銭	5円 20 銭	5 円 60 銭	4円 80 銭	4円 80 銭
(2)港湾労働法関係付加金	1円 50 銭	1円 50 銭	1円 50 銭	—	1 円 50 銭
(3)労働安定基金	8円 05 銭	4円 55 銭	4円 90 銭	4円 20 銭	4円 20 銭
合 計	18円 75 銭	11 円 25 銭	12 円	9 円	10 円 50 銭

III. 料金の適用方

1. 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物(個品運送貨物に限る。)に係る次の作業範囲に記する港湾運送を行う場合に適用します。なお、本料金には船積みに係る事務処理業務を含みます。

2. 作業範囲

輸出貨物積料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

①上屋入れよりはしけ取り、本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け、はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

②直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

③営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

輸出貨物を上屋(コンテナフレートステーションを含む)戸前で受け、バンニングの上、CYへ移送するまでの作業

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託先と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 最低料金

本料金は、1 件の請求金額が該当貨物に係る基本料金の 1 トン分に満たない場合に適用します。

5. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次による。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。

(2) 消費税及び地方消費税の加算について

①消費税の加算 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税とする取引には適用しません。

②上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

7. その他

(1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

(2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 次の費用については実費を申し受けます。

①航路別(方面別)優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用

②上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合のCYまでのドレージの費用及びバンニング時のラッシングの費用

③委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用

④委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

IV. 上屋保管料金

(1) 本料金は、船舶又は艀積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当たり収容トン数)の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1トンにつき 単位円)

区 分 貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	13	9
繊維原料類	57	43
青果	57	43
窯製品	68	57
その他の貨物	100	81

(注) ①公共上屋の場合の上屋資料料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

②コンテナについては、野積場おきの料金とします。

③定温保管を要する貨物については、本料金の 8 割増、また、くん蒸を要する貨物については本料金の 2 割増とします。

V.そ の 他 の 料 金

1. 上屋入れより接岸本船エプロン移動し本船積する場合(C)

(1トンにつき 単位円)

項目 貨物名	内訳		合計
	船積料金	分担金	
パ レ タ イ ズ 貨 物	4,695	12	4,707
雑貨・機械類(1個当たり5トン未満のもの)	6,672	12	6,684

- (注) ①貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として1トンにつき315円を別途申し受けます。
 ②接岸本船のエプロンへ横持する料金、1トンにつき、2,657円+315円(トラック積手伝料金)
 =2,972円を別途申し受ける。なお、エプロンにてトラック卸しの際、トラック業者によって卸し作業が出来ない場合、更に1トンにつき315円を申し受けます
 ③区域トラック運賃が改訂になった場合は、新料金を申し受けます。
 ④本料金を適応する作業において半夜、土曜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し申し受けます。
 ⑤分担金については、別掲料金表参照。

2. コンテナ貨物船積料金

(1) 上屋入れ誤CFSへ搬入する場合

(1トンにつき 単位円)

項目 貨物名	内訳		合計
	船積料金	トラック賃 (今積込手粉料)	
パ レ タ イ ズ 貨 物	3,409	2,972	6,381
一 般 貨 物	4,680	2,972	7,652

- (注) ①1荷口の船積事務処理の、パレタイズ1トン当たり1,260円、一般貨物1トン当たり1,450円。
 最低料金は10,000円を申し受けます。
 ②CFSにてトラック卸しの際トラック業者によって卸し作業ができない場合、トラック卸し手伝料として更に1トン当につき315円を申し受けます。
 ③区域トラック運賃が改訂になった場合は、新料金を申し受けます。
 ④本料金を適応する作業において半夜、土曜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し申し受けます。

(2) 営業倉庫にてバンニングの上CY渡しの場合

(1トンにつき 単位円)

項 目 貨物名	船 積 料 金	合 計
織 維 製 品	1,697.00	1,697.00
化学合成繊維(原料)	1,718.00	1,718.00

(注)①庫内検量のための拼替、看貫及び記号仕訳の料金については、別途申し受けます。

織 維 製 品	1トンにつき	561
化学合成繊維(原料)	1トンにつき	499

②バンニング費用は、営業倉庫より直接荷主に請求するため含まれていません。

③CYまでのドレージは、実費を申し受けます。

④本料金を適応する作業において半夜、土曜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し申し受けます。

(3) 営業倉庫戸前受けCFSへ搬入する場合

(1トンにつき 単位円)

貨物名	内 訳		合 計
	船積料金	トラック賃	
織 維 製 品	1, 636	2, 657	4, 293
化 学 合 成 織 維 (原 料)	1, 549	2, 657	4, 206

(注)①庫内検量のための拼替、看貫及び記号仕訳の料金については、別途申し受けます。

織 維 製 品	1トンにつき	561
化学合成繊維(原料)	1トンにつき	499

②区域トラック運賃が改訂になった場合は、新料金を申し受けます。

③船積事務処理費 1トン当たり 1,370 円。但し船積事務処理の最低料金は 10,000 円を申し受けます。

④CFS にてトラック卸しの際、トラック業者によって卸し作業ができない場合、トラック卸手伝料金として 1トン当たりにつき 315 円を申し受けます。

⑤本料金を適応する作業において半夜、土曜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し申し受けます。

(4) 荷主(メーカー)より直行CFS渡しの場合

船 積 事 務 処 理 費	1トンにつき	1, 450円
---------------	--------	---------

(注) 1 荷口の最低料金は、10,000 円とします。

(5) 工場又は荷主側にてコンテナ詰めを行い、直行CY渡しの場合

船 積 事 務 処 理 費	1トンにつき	1, 260円
---------------	--------	---------

(6) 別途申し受ける料金

- ①ラッシングに要した費用
- ②メジャーリスト料金及び出張検数・検量費用
- ③上屋保管
- ④通関料及び通関手続のための費用

3. 営業倉庫戸前受けより接岸本船エプロンへ移動し本船積する場合

(1トンにつき 単位円)

項目 貨物名	内訳			合計
	船積料金	トラック運搬費 (実費)	分担金	
織 維 製 品	3, 628	2, 657	10. 50	6, 295. 50
化学合成繊維(原料)	3, 330	2, 657	10. 50	5, 997. 50

(注) ①庫内検量のための拼替、看貫及び記号仕訳の料金については、別途申し受けます。

織 維 製 品	1トンにつき	561
化学合成繊維(原料)	1トンにつき	499

②神戸港内・大阪港内に適用する料金です。(阪神間のトラック運搬の場合は別途実費を申し受けます。)

③エプロン卸しの際トラック業者によって卸し作業ができない場合は、トラック卸し手伝料金として1トン当たり315円を申し受けます。

④区域トラック運賃が改定になった場合は、新料金を申し受けます。

⑤本料金を適応する作業において半夜、土曜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し申し受けます。

4. 丙種危険品輸出船積料金

(1トンにつき 単位円)

項目 料金の種類	内訳			合計
	船積料金	分担金	はしけ内 荷捌量	
上屋入れより舳經由本船積の場合(A)	7, 878	18. 75	319	8, 215. 75
上屋入れより舳經由本船積の場合(B)	6, 243	11. 25	—	6, 254. 25

(注) ①本料金を適応する作業において半夜、土曜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し申し受けます。

②甲、乙種料金については、別途協議します。

5. メーカー工場河岸はしけ受鉄鋼製品

(1トンにつき 単位円)

項目 貨物名	内訳			合計
	船積料金	分担金	はしけ内 荷捌量	
鉄 鋼 製 品	2, 976	9	120	3, 105

6. はしけ内荷捌フラット料金(揚積とも)

(1トンにつき 単位円)

品 目	料 金
袋 物 ・ ベ ー ル 物 ・ 冷 凍 品	329
一般包装品(スフ綿・合成繊維を含む)	245
プラント類・巻取紙(舟艇・車両・ノックダウン自動車を含む)	157
鋼材	120
ユニタイズ貨物	85
撒貨物	70
綿花	277
生ゴム	(揚)140
	(積)245

(注)①最低料金(本船積の場合に適用)

1 本船／1 扱店社 8,580 円

②日曜日に作業を行った場合は、別途基本料金の 10 割を申し受けます。

7. 検量証明発行手数料

検量証明書	3通まで		1,105 円
	4通目から1枚につき		312 円